

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱

制 定 令3. 1. 28

(趣旨)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第9号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、規則第1条の規定により大阪市の例によるものとして大阪市の定める会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱（令和元年9月6日制定。以下「市要綱」という。）を準用する場合において必要な事項その他会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱における用語の意義は、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号。以下「条例」という。）及び市要綱の例による。なお、同一の用語の意義が条例と市要綱で異なるときは、市要綱の例による。

(給料の範囲等)

第3条 規則第1条の規定に基づき大阪市の例により会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第27号）第3条第1項の規定に準じて算定するフルタイム職員の給料の範囲については、別表第1に定める号給に相当する給料月額のとおりとする。

2 フルタイム職員の職は、別表第2に定めるとおりとする。

(初任給決定の特例)

第4条 フルタイム職員の任期が満了した場合において、その者が任期満了の日又はその翌日に再び同一の職に任用された場合の給料の決定については、当該任期満了の日に受けていた給料の基礎となる号給に、12月につき4号給を基礎として職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（平成27年規則第41号）第1条の規定に基づき大阪市の例により職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第15号）第15条の規定に準じて算定した号給数を加えた号給（その号給が最高号給を超える場合は、最高号給）に相当する給料とする。

2 前項の同一の職とは、別表第2に定める職の名称が同一であることをいう。た

だし、職の名称が同一で勤務時間のみが異なる職である場合又はその他の職で事務局長が特に必要と認める場合は、同一の職とみなす。

(読替規定)

第5条 市要綱第4条第1項の規定を準用する場合における市要綱別表第1は別表第3とし、同条第4項の規定を準用する場合における市要綱別表第3は別表第4とする。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市要綱その他関係規程の例によるほか、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

基準給料表

給料表	職種等	区分	初任給基準		最高号給	
			職務の級	号給	職務の級	号給
行政職	事務職員	A	1級	11号給	1級	27号給
		B				47号給
		C				67号給

別表第2 (第3条関係)

職別給料表

所属	職	給料表	職種	区分	給料	
					初任給基準	最高号給
経理課	経理、契約等に関する業務	行政職	事務職員	A	—	—

備考 別表第1に定める区分である場合の給料は、特段の定めがない限り、同表に定める号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第5条関係）

基準報酬表

給料表	職種等	区分	初任給基準		最高号給	
			号給	報酬等	号給	報酬等
行政職	技術職員	A	11号給	132,240円	27号給	152,308円
		B			47号給	181,540円
		C			67号給	201,144円

備考 報酬等は、週の勤務時間が30時間である場合の月額で、地域手当相当額を含む額とする。

別表第4（第5条関係）

職別報酬表

所属	職	給料表	職種	区分	報酬等	
					初任給基準	最高号給
施設管理課	北港事務所における一般業務	行政職	技術職員	A	—	—

備考 別表第3に定める区分である場合の報酬等は、特段の定めがない限り、同表に定める額とする。